開東社会保険ニュース

No. 279

令和 4(2022)年 5 月

2022 年 10 月からの社会保険適用の変更事項

令和 4 年 10 月から、事業所における社会保険の適用の考え方が大きく変わります。自社への影響度を確認し、該当する部分については準備するようお願いします。

１．すべての適用事業所＜有期契約の適用除外２か月要件◆の変更＞

これまで２か月以内の期間を定めて使用される者は適用除外とされており、その所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合にはその時点からの加入となっていました。令和 4 年 10 月以降は、適用除外が「２月以内の期間を定めて使用される者であって、その定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」と改正され、雇用見込みは以下のように取り扱われます。

【令和4年10月からの取扱い】

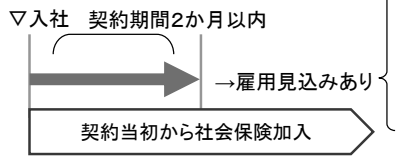

「雇用見込みあり」はいずれかに該当

1)就業規則、雇用契約書等その他書面において契約更新または更新される場合がある旨が明示されていること

2)同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されているものが更新等により2ヶ月を超えて雇用された実績があること

⇓

ただし、労使双方により2か月を超えて雇用しないと合意しているときは、見込まれないこととして取扱う。（Q&Aより）

２．特定適用事業所（常時 500 人超の事業所）＜雇用期間１年以上見込みの撤廃＞

３／４基準（※）に満たない短時間労働者は以下①～④にて加入を判断しますが、令和 4 年 10 月から④が撤廃されます。

① 週の所定労働時間が 20 時間以上あること

② 賃金の月額が 8.8 万円以上であること

③ 学生でないこと

④ 雇用期間 1 年以上見込み　→令和 4 年 10 月より削除され、雇用期間は**２か月要件◆**の適用

賃金 8.8 万円には以下を除きます。
○臨時および 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：結婚手当、賞与等）
○時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金（例：割増賃金等）
○最低賃金法で不算入の賃金（例：精皆勤手当、通勤手当、家族手当）
※算定時などに使う報酬には臨時的賃金以外を算入するので違いに注意

３．常時 100 人超の事業所が特定適用事業所へ

令和 4 年 10 月からは常時 100 人超の事業所も特定適用事業所となり、３／４基準に満たない短時間労働者を２①～③（④は撤廃）にて加入させることになります。同一の法人番号であるすべての適用事業所に使用される被保険者数（３／４基準で判断）が 12 か月のうち 6 か月以上 100 人を超えると特定適用事業所となり、該当した場合には８月末頃に、特定適用事業所該当のお知らせが送付されます。なお老齢年金受給者が短時間労働者として資格取得・70 歳以上被用者に該当した場合には、在職老齢年金に影響する場合があります。

※３／４基準
パート・アルバイト等のうち、以下のどちらも正社員の４分の３以上
○１週間の所定労働時間　○１か月の所定労働日数　→有期の場合は**２か月要件◆**でも判断

４．常時 50 人超の事業所が特定適用事業所へ

令和 6 年 10 月から特定適用事業所となり、短時間労働者を社会保険に加入させることになります。被保険者数（３／４基準で判断）が 12 か月のうち 6 か月以上 50 人超となれば特定適用事業所となります。

５．士業 5 人以上の個人事務所の強制適用

令和 4 年 10 月から、常時 5 人以上の従業員を雇用している右の士業の個人事業所については、社会保険の強制適用事業所になります。

（弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、行政書士、海事代理士、弁理士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士）

>>>>>>個人の弁護士・弁理士の先生の事業所における社会保険適用についてご相談を承ります>>>>>>>>>>>>

共同代表の連名の雇用契約、青色専従者の取り扱い、1 名の労働者を複数の事業主で雇用している場合など様々なご事情について伺い、適用のお手伝いをします。労働保険事務組合にも精通する担当者が対応します。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索　https://www.kaito-sr.com/
Facebook ページ　https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/

※本記事の無断転載は禁止しています。

社会保険労務士法人　開東社会保険労務事務所
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階　ＴＥＬ 03-3369-7411/8411
ＦＡＸ Ｓｔｏｐ！ 次回以降のＦＡＸがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。　ＦＡＸ 03-3369-2711